

# 法と公共政策メジャーへの招待

田平 恵

## 1. はじめに

埼玉大学経済学部では、法と公共政策メジャーに関する科目として、主に、公共政策学、法律学、政治学に関する科目を設置しています。これらの科目の関係は次のように整理することが可能です<sup>(1)</sup>。公共政策学に関する科目で、公共的問題を解決するための方策を学ぶことができます。そして、法律学に関する科目で、公共政策を実行するための手段となる、社会を規定する枠組みを学ぶことができます。政治学に関する科目では、公共政策を主に担う国家や政府のあり方や、公共政策が形成、実行される過程のあり方を検討することができます。

このように、公共政策学、法律学、政治学の間には関連性があります。そして、法律を制定したり改正したりすることによって公共的問題を解決し、新たに生じた問題について国や政府が解決の方向性を検討し、さらに具体的手段を講じていくことによって問題解決を図るというように、連続性も見いだすことができます。

私の専門分野は、法律学の中の経済法と呼ばれる領域です。経済法の中核となるのは、独占禁止法です。独占禁止法は、公正且つ自由な競争を促進することによって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促

進することを目的としています（独占禁止法第1条）。本稿では、独占禁止法に関する事例を取り上げながら、法と公共政策との関係について整理してみたいと思います。

## 2. 長崎県における地銀統合事例

### (1) 事実の概要

平成28年2月、長崎県佐世保市を基盤とする親和銀行を子会社に持つふくおかフィナンシャルグループ（以下、FFG）と、長崎市を本拠とする十八銀行（以下、十八銀行）が経営統合計画（以下、本件統合）を公表しました。計画の内容は、FFGが十八銀行の株式に係る議決権の50%超を取得するというものです。親和銀行と十八銀行は、いずれも長崎県の有力な地方銀行でした。

### (2) 公正取引委員会による企業結合審査

企業の株式取得や合併等の行為を、企業結合といいます。一般的に、企業結合は、生産費用や取引費用削減等の効率性向上を目指す行為とされています。ただし、反競争効果をもたらすこととなる企業結合は、独占禁止法において禁止されています。本件統合については、独占禁止法第10条に違反するか否かが問題となりました。独占禁止法第10条は、一定の取引分野における競争を実質的

(1) 法と公共政策メジャーの意義や位置づけについては、既に次の文献で整理がなされており、色々な観点からの整理が可能であることを認識することができます。齋藤友之「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集146-147号（2016年）33頁、土川信男「『法と公共政策』メジャーの紹介、そして『政治史』という科目について」社会科学論集149-150号（2017年）21頁、藤井まなみ「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集152-153号（2018年）31頁、江口幸治「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集157号（2019年）23頁、芝園子「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集160号（2020年）31頁。

に制限することとなる株式取得を禁止しています。

独占禁止法第10条のポイントは3つです。第一に、「一定の取引分野」は、競争が行われる場であり、市場（しじょう）ともいいます。本件統合のような競争者間の企業結合は、水平型企業結合といえます。水平型企業結合の審査において、企業結合後の市場シェアは、重要な指標の一つではありますが、唯一の指標ではありません。そもそも、企業結合後の当事会社の市場シェアを算出するためには、競争が行われる場の境界を決定する必要があります。本件統合との関係では、長崎県の有力地銀の経営統合が影響を及ぼす範囲を決定する必要があるということです。

第二に、「競争の実質的制限」については、企業結合によって需要者にとって取引先の選択肢が狭まり、企業結合前よりも価格、品質等の面で不利な条件で、統合後の当事会社と取引しなければならなくなる状態をいいます。本件統合との関係では、企業結合後、FFG／十八銀行が貸出金利を引き上げることが可能となるかが問題となります。

第三に、一定の取引分野における競争の実質的制限は、当該企業結合「によって」生じることとなるかという点です。本件統合との関係では、FFGによる十八銀行の株式取得と、一定の取引分野における競争の実質的制限との間に因果関係が成立するかという点が問題になります。

企業結合によって競争上の問題が生じるか否かについては、公正取引委員会による企業結合審査において分析されます。日本市場に影響を与える一定規模以上の企業結合計画については、当事会社が企業結合実行前の段階で公正取引委員会に届出を行わなければなりません。企業結合後に企業結合前の状態に戻すことは法的安定性を大きく損なうおそれがあることから、事前届出制度が設けられています。公正取引委員会は、企業結合後の市場動向を事前に予測して、当該企業結合が競争上の問題を生じさせることとなるか否かを判断

しなければなりません。

企業結合により一定の取引分野における競争の実質的制限が生じることとなると判断された場合、当事会社は、必ず企業結合を断念しなければならないというわけではありません。当事会社は、独占禁止法上の問題を解消して企業結合を実行するために、一定の条件を付けることがあります。この条件を、問題解消措置といえます。

### (3) 本件統合の審査の経過

本件統合に関する企業結合審査<sup>(2)</sup>は、次のように進行了しました。本件統合計画の公表以降、当事会社と公正取引委員会は協議をしました。第1次審査を経て、より詳細な審査を行う第2次審査が平成28年7月8日に開始されました。公正取引委員会は、第2次審査の初期段階から本件統合により競争が実質的に制限されることとなるおそれがある旨の指摘を行っていました。この間、公正取引委員会は、2回の需要者アンケートを行いました。FFG／十八銀行は、公正取引委員会との約2年間に渡る会合を経て、平成30年8月に問題解消措置を申し出ました。公正取引委員会は、問題解消措置の実行を前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断しました。審査の概要は以下の通りです。

### (4) 本件統合による影響（一定の取引分野における競争の実質的制限）

本件統合による影響を検討するにあたり、公正取引委員会は、複数の市場への影響を検討しました。特に問題になったのは、①長崎県における中小企業向け貸出し、②県南等3経済圏（長崎市、長与町及び時津町）における中小企業向け貸出し、③対馬等3経済圏（対馬市）における中小企業向け貸出しでした。③は、離島地域です。

#### (a) 長崎県および県南等3経済圏における中小企業向け貸出し（前記①および②）

本件統合後のFFG／十八銀行の市場シェアはい

(2) 「(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得」『平成30年度における主要な企業結合事例』事例10。

ずれも約75%となります。長崎県および県南等3経済圏では、専らFFGと十八銀行との間で競争が活発に行われていました。需要者アンケートによれば、FFGと十八銀行を相互に代替的な借入先であると認識している中小企業は6割程度でしたが、競争事業者とFFGを代替的な借入先と認識したり、競争事業者と十八銀行を代替的な借入先であると認識している中小企業は、多くとも2割強に過ぎませんでした。競争事業者及び隣接市場からの競争圧力が限定的で、参入圧力も認められませんでした。本件統合により、需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなる状況になることから、競争を実質的に制限することとなると判断されました。

長崎県および県南等3経済圏では、従来はFFGと十八銀行との間で競争が維持されていました。その2行が企業結合をすると、企業結合後に、ある中小企業が借入先を探す際には、借入先の候補がFFG／十八銀行のみになり他に借入先の選択肢がなくなります。その結果、当該中小企業は、FFG／十八銀行が貸付金利を引き上げたとしても、不利な条件を引き受けざるを得なくなることが問題視されました。

#### (b) 対馬等3経済圏における中小企業向け貸出し（前記③）

対馬等3経済圏では、FFGと十八銀行以外に店舗を置いて貸出しを行っている競争事業者は存在せず、対馬経済圏及び壱岐経済圏（壱岐市）では、本件統合後のFFG／十八銀行の市場シェアは95%になります。対馬等3経済圏においては、実質的な競争事業者は存在せず、競争事業者からの競争圧力は認められませんでした。

他方、対馬等3経済圏は、市場規模が極めて小さく、当事会社は店舗等の合理化を図ってきたにもかかわらず採算が採れていない状況にあるため、複数の事業者による競争を維持することが困難であることが確認されました。また、競争事業者へのヒアリングにおいて、競争事業者創出のた

め、仮に対馬等3経済圏の店舗が譲渡されるとしても、当該店舗の譲受けを希望しないという状況が認められました。

対馬等3経済圏では、本件統合により競争を実質的に制限することとはならないと認められますが、ほぼ独占状態となることから、その弊害が生じないよう必要な措置が講じられることが望ましいと判断されました。

対馬等3経済圏に関する分析では、市場規模が小さく、複数の事業者で需要を分け合うと採算が取れず、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、企業結合の有無にかかわらず独占状態となるため、企業結合と競争の実質的制限との間に因果関係が認められないという考えが示されました<sup>(3)</sup>。これは、最小最適規模の考え方によるものです。

#### (5) 問題解消措置

FFG／十八銀行は、次の問題解消措置を申し出ました。主な措置は債権譲渡でした。FFG／十八銀行は、県南等3経済圏においてFFG／十八銀行から借り入れをしていた事業者について、他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受け入れを応諾する合計1千億円弱相当について、当該他の金融機関に対する譲渡を行うとしました。債権譲渡の措置により、FFGおよび十八銀行の合算市場シェアが減少し、本件統合による競争への影響が小さくなるとともに、競争事業者の市場シェアが増加することになり、一定程度の市場シェアを有する競争事業者が増加すると評価されています。そして、競争事業者が債権譲渡を契機に追加的な貸出しを行なうことで顧客基盤を構築すること等も期待されています。

債権譲渡のほか、FFG／十八銀行は、金利の確認、見直しを行うこととし、第三者による相談窓口を設置して金利等の事後的なモニタリングを行うとしました。この措置は、FFG／十八銀行の独占状態となることが問題視された対馬等3経済圏も対象となっており、FFG／十八銀行による不当

<sup>(3)</sup> この考え方は、企業結合審査に関する執行方針である企業結合ガイドラインに盛り込まれることになりました。公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日、最終改定令和元年12月17日）。

な金利の引上げ等を防止する効果があると評価されています。そして、債権譲渡と金利のモニタリングの措置について、FFG／十八銀行は公正取引委員会に定期報告を行うことになりました。

公正取引委員会は、本件統合により一定の取引分野における競争の実質的制限が生じることとはならないと判断し、2年以上に渡る企業結合審査が終わりました。令和2年10月1日には、新銀行として十八親和銀行が発足しました。

### 3. 長崎地銀事例が示すこと

#### (1) 本件の背景

本件の背景として、次の2つのキーワードが挙げられます。第一に、人口減少です。日本全体で人口減少が進んでいますが、特に長崎県はその傾向が顕著です。平成27年に公表された「長崎県長期人口ビジョン<sup>(4)</sup>」によれば、長崎県の総人口は、1960年の176万人をピークに、2010年には143万人に減少しました。日本の人口は2008年に減少に転じましたが、長崎県の人口は、その約50年前から減少し続けています。毎年1万人程度減少するペースで推移しており、長崎県の人口減少率は全国のそれを大きく上回っています。このように、長崎県では、全国レベルよりも高い水準で人口減少が進んでいることが指摘されています。そして、長崎県の人口は、2020年に131万人となり、2060年には78万人となること、特に、離島地域の人口は、2060年に4万人となり、2010年の3分の1以下に減少するとされており、かなり深刻な状況であることが指摘されています。人口減少に伴い、企業の数も減少することから、地方銀行は貸出先の減少に見舞われ、厳しい状況に置かれることになります。

第二は、超低金利の長期化です。低金利環境はアメリカにおいても同様です。日本では、2016年

1月からマイナス金利政策が導入され、同年9月からは長期金利を0%程度にする金融緩和策が実行されています。短期金利のみならず長期金利についても極めて低い水準で設定され続けており、銀行にとっての利ざやが縮小することになります。状況が変わる見通しはたっており、現在の低金利政策は今後も継続する可能性が高いといえます。地方銀行が受ける影響も大きいです。

こうした状況を背景に、同一県を基盤とする地方銀行による企業結合が行われています。本件は長崎県における地方銀行が1行になるという事例であり、競争が機能しなくなることが問題視されました。

なお、本件と同時期に、新潟県を基盤とする第四銀行と北越銀行の統合に関する審査結果が公表されました<sup>(5)</sup>。当該事例では、問題解消措置をつけることなく競争上の問題が生じることとはならないと判断されました。本件と、新潟県における地銀統合事例は、基本的には同じ判断枠組みに沿って検討が進められていますが、本件特有の事情も見受けられたことから、分析結果は異なるものとなっています。

#### (2) 競争政策と金融政策

公正取引委員会の企業結合審査は、企業結合が独占禁止法に違反するか否かを判断するものです。独占禁止法は、自由競争経済秩序を維持し、競争政策を実現する基本的な法律です。競争政策は、自由な競争と開かれた市場を促進し、維持することを主たる目的として行われる法令の運用や、その他の様々な施策のことをいいます<sup>(6)</sup>。

本件統合の審査が長期化している間に、金融政策を担う金融庁が、「地域金融の課題と競争のあり方<sup>(7)</sup>」と題するレポートを公表し、本件統合の必要性を訴えました。金融庁は、レポートの中で、長崎県において人口減少が進んでいること、県外

(4) 長崎県「長崎県長期人口ビジョン」(平成27年10月)。https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/12/1449474981.pdf (参照2020年11月30日)

(5) 「㈱第四銀行及び㈱北越銀行による共同株式移転」『平成29年度における主要な企業結合事例』事例12。

(6) 菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法(第2版)』(商事法務, 2019年) 4頁。

(7) 金融仲介の改善に向けた検討会議「地域金融の課題と競争のあり方」(平成30年4月11日)。https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/20180411/01.pdf (参照2020年11月30日)

からの貸出が急速に増加していること、FFGおよび十八銀行が経営統合によって生じた余力を地元企業の付加価値向上や事業再生の支援に活用することを公表していることに注目し、長崎県の貸出額シェア等に基づいて事前に画一的に判断することは適切ではないとして、公正取引委員会の審査を批判しました。そして、「このまま競争を続け、経営体力を消耗させ、金融機関数が減少し、自然に独占状態が発生する状態になるより、経営余力のあるうちに統合を認め、その経営余力を用いて地域企業の本業支援等を行うことを通じて、生産性向上や付加価値向上を図ることの方が、地域企業・経済の観点から望ましい<sup>(8)</sup>」としていました。

公正取引委員会の見解と、金融庁の見解は、何がどう違っているのでしょうか。それぞれが実行する競争政策と金融政策の観点から整理してみます。競争政策の観点では、競争が機能することにより、消費者にとって最も適切な条件で商品・役務（サービス）が提供されることが可能になると考えます。本件統合については、企業結合前に行われていたFFGと十八銀行間での競争が企業結合によってなくなり、企業結合後に貸出し金利の引上げという形で、需要者である中小企業に影響が及ぶことを懸念します。企業結合審査においては、実際に引き上げられるかという点が問題ではなく、そのようなおそれがある以上は、競争上の問題がないとは言えないということになります。

金融政策の観点では、金融システムの安定性の確保が重要だと考えます。銀行の経営統合は経営の効率化を可能とするものであり、経営基盤の強化のために必要であると考えます。本件統合についても例外ではなく、FFGと十八銀行の経営統合は、サービス提供者であるFFG／十八銀行の経営の効率化が可能となることから望ましい行為だということになります。

競争政策と金融政策は相反するものではありません。

ただし、競争政策と金融政策では競争の捉え方<sup>(9)</sup>が異なっていることから、本件統合に関する評価も異なっています。競争政策の観点からみた場合の競争は、消費者に利益を与えるための競争をいいます。ある事業者が他の事業者よりも価格・品質の面で優れた商品・役務を提供することができて顧客を多く獲得すると競争に勝ったこととなります。本件については、企業結合後、融資を希望する中小企業がFFG／十八銀行からしか借入れができなくなれば、競争状態よりも不利な条件を引き受けざるを得なくなり、競争による恩恵を受けることができなくなるということを懸念します。他方、金融政策の観点からみた場合の競争は、事業者の生き残りをかけた競争をいいます。ある事業者は事業を継続することが可能であるけれども他の事業者は廃業したということになれば、ある事業者は他の事業者との競争に勝ったこととなります。本件については、経営統合がなければFFGも十八銀行も経営が一層厳しくなるから、両行が生き残るためには経営統合を認めるべきだということになります。

本件は、企業結合があれば需要者である中小企業にしわ寄せが出る可能性があり、企業結合がなければ事業者であるFFG／十八銀行がさらに厳しい状況に置かれる可能性があるというものでした。結果として、需要者にしわ寄せが出ないよう、競争基盤を構築することを目的とした措置が採られることとなり、企業結合が実行されることになりました。ただし、問題解消措置が採られる際に期待された状態が実際にもたらされるとは限りません。他の事例の参考にするためにも、事後的に検証する必要があります。

(8) 前掲注(7)25頁。

(9) 競争に関する議論においては市場競争型市場と生存競争型競争の2つの競争が区別されずに使われており、議論が混乱している場合が多々あると指摘するものに、菅久修「2つの『競争』」NBL855号(2007年)10頁があります。市場競争型競争は経済学でいうところの競争であり、競争促進によって顧客(第三者)が利益を得ることとなり、全体の利益も増大するとされています。他方、生存競争型市場については、何らかの基準で勝敗が決まり、勝った者だけが利益を得るものであることから、他者(消費者を含む)は損をすることになるとされています。

### (3) 地銀再編を後押しする動き

本件公表後、人口減少下における競争政策のあり方が本格的に議論されるようになりました。政府の未来投資会議での議論を受けて、成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）に、独占禁止法の特例法を設ける旨が盛り込まれました。その特例法が「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」で、令和2年11月に施行されました（以下、特例法）。地方銀行同士の統合・合併について10年間の限定で独占禁止法の適用が除外されるというものです<sup>(10)</sup>。期限を定めることによって地銀再編を促す狙いがあります。

特例法の目的は、人口減少などにより、乗合バス事業者及び地域銀行が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について独禁法の適用除外を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたってサービス提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することとされています（特例法第1条）。

特例法のもとでは、需要が減少した地域において、サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるといった諸条件を満たした地方銀行による合併等について、従来公正取引委員会が行ってきた企業結合審査を経ずに、主務大臣である金融担当大臣が認可します。合併等による影響については、公正取引委員会と協議をしなければなりません（特例法第5条2項）、公正取引委員会による確認を受けなければいけない事項は限定的であり、公正取引委員会が介入可能な範囲は

限定的なものとなっています（特例法第5条3項）。

特例法制定の他にも、政府は様々な支援策を講じることによって地方再編を促しています。金融庁に関する動きとして、前記の特例法制定のほか、補助金制度の創設によって地方金融機関の再編を促します<sup>(11)</sup>。補助金制度のもとでは、地方銀行や信用金庫が経営統合をした場合、統合時のコストとなるシステム統合などの費用の一部を国が負担します。これらは、経営基盤の強化を目的とした措置です。金融庁による地銀改革は、これらの経営基盤の強化を目的とした措置と、規制緩和を軸に進められています。そして、日本銀行は、経営統合や経費削減を進める地方銀行や信用金庫に対して、日本銀行に預ける当座預金に年0.1%の金利を上乗せすることで金利を優遇する制度の導入を決めました。このように、政府、日本銀行、金融庁は連携して地銀再編を促しています。

### (4) 今後の課題

#### (a) 地方銀行に寄せられる期待

前述のように、人口減少や地域経済の低迷に加えて世界的低金利により、地方銀行にとって利ざやがとれない状況が続いています。さらに、コロナ禍により、地方銀行を取り巻く状況はさらに厳しいものとなっています。

本件の審査内容は、地方銀行が置かれる状況が厳しいものであることを示すと同時に、地方銀行への期待がなお大きいことを示すものでもあります。事業者にとって資金の調達方法は多様化しており、金融機関にとってもサービスの多様化が進んでいます。しかし、地域の利用者、特に地域の中小企業にとっては地方銀行の存在が大きく、地方銀行固有の役割が期待されています。地域に根差して住民や中小企業等を支える地方銀行の存在は大きいです。地方銀行には、地域に密着して企業を育て、地域経済を盛り立てることが求められ

(10) 公正取引委員会による企業結合審査が再編の障害になっていたわけではなく、口実に過ぎなかった可能性も指摘されています。川合弘造「乗合バス・地域銀行の企業結合と特例措置」ジュリスト1547号（2020年）36頁。

(11) 日本経済新聞2020年11月13日朝刊1面「地銀再編へ補助金」および同7面「地銀再編へ相乗効果狙う」。

ています。

#### (b) 規模の小さい市場における事業者のあり方

本稿では地方銀行を取り上げましたが、厳しい状況にあるのは地方銀行だけに限られません。特例法は、「地域の足」を提供する乗合バス事業者も対象にしています。人口減少による需要減少から、乗合バス事業者の経営状況は悪化しており、運転者不足も深刻化しています。他方で、高齢者による外出率の増加や免許返納件数の増加といった状況もあります。これらの状況の中で、地域の足をどのように維持するかということは喫緊の課題です。

特例法のもとでは、乗合バス事業者による合併等については、独占禁止法の適用が除外され、公共交通政策を担う国土交通省大臣が認可を出します。そのほか、地方銀行とは異なり、乗合バス事業者については、共同経営についても独占禁止法の適用が除外されています。特例法が対象とする共同経営には、ダイヤや運賃を事業者間で直接調整したり、運賃をプールしてから配分したりする行為等が含まれます。共同経営計画を国土交通大臣に提出する際には、あらかじめ、地域公共交通活性化再生法の法定協議会等への意見聴取を経ることとされており（特例法第10条3項）、地域の移動ニーズにきめ細かく対応し、地域の公共交通政策との調和を図ることができます。

地域の乗合バス事業者には、地方銀行同様、事業者自身の経営維持と、地域における基盤的サービス提供の両方を実現することが期待されています。2000年代以降、乗合バスの分野については、タクシー事業等と同様、規制緩和によって競争を促進する動きが見られましたが、特例法の制定によって従来の政策が修正されるようになったと評価することができます。

#### (c) 再編だけが解決法ではない

地方銀行や乗合バス事業者の再編を推し進めることは重要な政策ではあります。ただし、地域経

済の活性化のためには、地方銀行や乗合バス事業者だけが経営基盤を強化してもその効果は限定的です。地方銀行や乗合バス事業者の経営基盤強化のためには、需要を喚起するための仕組みづくりや地域の事業者が活性化するための抜本的な政策が必要です。再編促進は地域経済の活性化のための手段になりえますが、それ自体が目的になっては本末転倒です。

政府は、法律の制定や改正により、再編を促す政策を実行しています。しかし、そもそも、企業結合は本当に効率的な行為なのかという点には留意する必要があります。一般的に、企業結合は、効率性をもたらす行為であると認識されていますが、利益率や株価を向上させるほど十分な効率性向上があった企業結合事例はそれほど多くないことも示唆されています<sup>(12)</sup>。また、企業結合を行うタイミングによっては、期待した効果を得ることができないということもあります。再編は、事業者が生き残るための唯一の解決法とは限りません。

企業結合審査においては、当事会社による説明のほか、経済分析、競争事業者や需要者へのヒアリング等、将来予測の確度を高める方法が実施されています。ただし、企業結合審査はあくまで事前予測であり、実際に予測通りになるとは限りません。そして、現実には生じる事態は複雑であり、将来予測の想定を超える事態も生じます。個々の企業結合事例について事後的に検証を行い、今後の企業結合審査の精緻化に努める必要があります。また、地銀再編政策や公共交通政策が効果的なものになっているかという点についても、事後的な検証が必要です。

## 4. おわりに—複眼的視点で考える—

本稿は、法と公共政策の観点から書いたものでした。ただし、本稿で扱った問題は、法と公共政策の枠組みだけに収まるものではありません。例えば、人口減少や地域経済については経済学に、地

(12) 公正取引委員会競争政策研究センター「企業結合の事後評価—経済分析の競争政策への活用—」（2011年11月17日）。  
[https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index\\_files/cr-0411.pdf](https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0411.pdf)（参照2020年11月30日）

方銀行や乗合バス事業者の経営のあり方については経営学に関連するものであり、競争政策や金融政策については国際的な動向を把握する必要もあります。そう考えると、観点は異なるものの、いずれのメジャーに所属しても、社会科学に関する問題を解決する姿勢が重要であることに違いはありません。

あるメジャーに所属することで専門性が磨かれることは喜ばしいことですが、そのことが却って他の分野の観点を欠落させるようなことになるのは残念に思います。法と公共政策メジャーのパートにおいて逆説的なことではありますが、法と公共政策に関する問題を認識すればするほど、他の分野との連関を強く感じるようになります。みなさんが、専門的知見から考察する視点と、社会科学を広く捉える視点を使い分けながら、有意義な大学生活を過ごされるよう願っています。